

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1

事業者名 豊橋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩ヶ谷 光晴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
段差解消等	1日3千人以上の利用駅の段差解消は整備済であるが、それ以外の駅について利用状況等を踏まえて検討を行う。	3千人未満の利用駅の検討はなし

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種措置・対策等	状況に応じ、必要な措置等の計画・検討を行う	特になし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降の介助・旅客施設における誘導等	無人駅において、事前連絡があれば係員を配置し対応	状況に応じて対応

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ掲載	ホームページ上に車いす利用可能駅、介助が必要な場合の連絡先を掲載（継続）	継続して掲載

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修	サービス介助士有資格者による接遇に関する集合教育を実施	資格取得、集合教育を継続

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスターの 掲出等	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターを掲出による情報発信 ・「声かけ・サポート」運動の取組強化 	啓発活動を実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の資格取得の促進、教育の継続 ・ホームページ等で移動等円滑化促進に関する情報提供の充実を図る

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和6年度）

住 所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1

事業者名 豊橋鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岩ヶ谷 光晴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
特になし	特になし	特になし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降についての介助・旅客施設における誘導等	無人駅において事前連絡があれば係員を配置し対応	状況に応じ対応

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等への掲載	ホームページ上に車いす利用可能駅、介助が必要な場合の連絡先を掲載	継続して掲載

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修	サービス介助士有資格者による接遇に関する集合教育の実施	資格取得、集合教育を継続

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

ホームページ上にて公表

(4) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数(両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	10 編成(両) 30	0 編成(両)	10 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
			編成(両)	編成	編成	編成	編成
(合計)	10 編成(両) 30	0 編成(両)	10 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成